

協会ニュース

一般社団法人広島県精神保健福祉協会

平成 29 年度

Vol. 38

「障害者差別解消法」 (施行から1年を振り返って)

広島県精神障害者支援事業所連絡会
会長 平石 協



2013（平成 25）年 6 月 26 日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、昨年 2016（平成 28）年 4 月に施行されました。施行 1 年が経過し、現状、課題、今後の展望などについて考えてみたいと思います。

まず、この法律の成立までの経緯を振り返りたいと思います。

2006 年 12 月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が採択されました。日本は、翌年には条約に署名しましたが、条約の批准については、国内法の整備を始めとする障害者に関する制度改革を進める必要がありました。具体的には、2011 年、障害者基本法の改正、2012 年、障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法に改正）、そして 2013 年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が成立しました。また同年、障害者の雇用の促進等に関する法律の改正も行われるなど、様々な制度改革が行われました。それにより、2014 年 1 月、日本は障害者権利条約の批准書を国際連合

に寄託し、同年 2 月からこの条約は日本において効力を発生しています。障害者権利条約の締約国は、条約に基づく義務の履行等について報告書を定期的に提出し、その内容について様々な勧告を受けることになっており、その重要な柱となるのが障害者差別解消法であると言えます。

前述のように、障害者差別解消法は国連の障害者権利条約に実効性を持たせるものとして成立しました。障害者権利条約のスローガンとして、「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」とあり、この条約が当事者の視点から策定されたものであるということが特徴です。しかしながら我が国が障害者の権利条約に批准したことを、そのための国内法の整備として障害者差別解消法が施行されたことが、当事者や社会にどれだけ認識されているのでしょうか。

私が所属する広島県精神障害者支援事業所連絡会では昨年 8 月にある調査を行いました。質

問項目の中の「あなたは障害者差別解消法を知っていますか？」との問いに対して、50か所の事業所の利用者521人から回答を得た結果、375人(72%)が「知らなかった」と回答しました。

「法の内容(趣旨)を知っている」と答えた方は28人(5%)であり、「法があることを知っている」と答えた方は113人(22%)、両方合わせても障害者差別解消法の認知度は30%に満たない状況でした。その他の調査においてもほぼ同様の傾向を示しており、このことは大きな課題であると捉えております。

障害者差別解消法は、行政機関や事業者に対し、障害者の「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに「合理的配慮の提供」を求めています。「合理的配慮の提供」について、法的に明記されたことが大きなポイントであり、過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために、合理的配慮を提供しないことも差別にあたると規定されました。この規定については、行政機関には義務付けられましたが、民間事業者には努力義務とされ、法的義務とするか否かは法施行後の状況を踏まえて検討するとされています。これは、社会における意識、啓発、周知を図るための取り組みをすすめ、法の実効性を図るという意味で評価できる一方で「合理的配慮の提供」と「過重な負担」の概念が不明確であり、理解しにくいと言う問題があると思います。そのことが当事者を始め、一般社会において理解が進まない、ひとつの要因と考えられます。

「合理的配慮の提供」と「過重な負担」の意味について理解しようとするとき、設備や費用といったことの前にもっと大事なことがあるということに気付かされます。それは、障害の有無にかかわらず、困っている人に対して、出来るだけ配慮を行うことは、人として社会として当たり前のことであり、その当たり前の価値観をいかに社会で共有していくことができるのかということです。障害者に限らず、高齢者、妊娠している女性、健康な人でも、傷病などにより社会生活が困難になる場合もあります。社会の中に困っている人がいて、配慮を求めているとき、その人の意向を尊重しつつ、それぞれの特徴や状況に応じた配慮を考え、負担が重すぎる場合であっても、その人を排除することなく、対話を重ね、他に方法はないか、共に考える、という取り組みが求められていると思います。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とある、障害者差別解消法の目的、理念を、社会に浸透させていくことが今、問われているのではないのでしょうか。私たち一人一人が、この課題に関心を持ち、身近なところから出来ることをやっていくこと、その積み重ねにより、より良い社会の実現を目指していくことが求められていると思います。



相談事業報告

■こころの電話相談

当協会は、精神保健福祉相談事業として、「こころの電話」相談を行っております。
平成28年度の相談件数は **1092** 件で昨年度の610件を大きく上回る相談件数となりました。
相談内容については、精神障害の治療に関すること、家庭内の問題、対人関係についての悩みが多く、その他様々な内容が重複するものなど多岐にわたっていました。

■広島ひきこもり相談支援センター

県内にお住まいで、概ね18歳以上の方の社会参加や自立のお手伝いをします。
相談者様の状況に応じて、電話相談、面接相談、メール相談、訪問相談を実施しており、
平成28年度の県全体の相談件数合計は **4241** 件でした。

	西部センター	中部・北部センター	東部センター
所在地	広島市西区楠木町1丁目8-11	広島市安芸区中野東4丁目5-25-2F	三原市小泉町4245
開所日 時間	月・水・木・金・土 9:00～18:00 (祝日を除く)	月・水・木・金・土 9:00～16:45 (祝日を除く)	火・金 9:00～17:00 (祝日を除く)
電話番号	082-942-3161	082-893-5242	0848-66-0367
E-mail	soudan@qq.pref.hiroshima.jp		

研修会報告

■平成28年度広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ



開催日：平成29年1月14日（土）

講演テーマ：「不登校の理解と支援」

講師：山崎 透 先生

（独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立こども病院
こころの診療センターセンター長）

会場：広島国際大学広島キャンパス

参加された方より

- ◇ 不登校の概要が整理できた。特に親御さんに対する説明、本人に対する説明について具体的な内容を知り、今後の自分の対応の指針となった。
- ◇ 発達障害というケースを症状と不登校を結びつけながら評価していてわかりやすかった。
- ◇ 登校しぶりや学校に行きたくないがための身体症状を日常的にみている関わりの中で、焦りが生じるが、変化を見守りながら接していきたいと思った。
- ◇ 多様性を認める価値観、ゆっくりじっくり関わる忍耐力と愛情、周囲の理解など様々な視点に気づかされた。

■平成 28 年度地域社会交流促進研修会



開催日：平成 29 年 3 月 15 日（水）

講演テーマ：「精神科のくすりを知って上手に使おう」

講師：静村 知恵 先生

（医療法人せのがわ瀬野川病院 薬剤課 係長）

会場：医療法人せのがわ Seno リバービレッジ

参加された方より

- ◇ 睡眠導入剤について、新しい薬が増えていたので改めて勉強になった。入院患者さんは、1日中寝ていて夜間、内服の希望が多いため、ご自身に合った薬がみつければいいなと思った。
- ◇ 詳しい服用方法、副作用についてのアンケート調査について報告があり、患者様の薬に対しての色々な気持ちを知ることができてよかった。
- ◇ 薬剤師による訪問に興味を持った。実際に患者様とのやりとりについてのお話を多く聞くことができてイメージしやすかった。

■平成 29 年度地域精神保健研修会及びひきこもり支援研修会



開催日：平成 29 年 6 月 8 日（木）

講演テーマ：「地域での暮らしを支える
～実践から見えるポイント～」

講師：東 美奈子 先生

（訪問看護ステーション Relisa 管理者）

会場：シェラトングランドホテル広島

参加された方より

- ◇ 関わりの中で、上手くいくことの方が少なく、たまに効果や患者様の成果がみられると、もっと良くしたいと支援者側は期待してしまう。本日の研修で改めて本人ペースや価値観を認め、大切にすることが一番だと確認できた。
- ◇ 訪問看護、生活支援等、職種に関係なく、その人らしい生活“その人”が生きる場所で、生き生きできる暮らしを常に念頭に置き、信用してもらえぬ関係を築くためにいろいろなアンテナを拡げて、当事者に関わっていきたいと思った。日頃の支援、関わり方の振り返りになった。

平成 29 年度 一般社団法人広島県精神保健福祉協会長表彰受賞者

【精神保健活動功労者】

(敬称略)

横田 則夫	横田メンタルクリニック 院長
檜山 俊夫	医療法人社団恵愛会安佐病院 医師
田村 達辞	たむらメンタルクリニック 院長
平石 協	特定医療法人大慈会生活訓練事業所あいあい寮 管理者
次田 秀樹	医療法人社団共愛会己斐ヶ丘病院 看護部長
瀧川 良江	広島県立総合精神保健センターデイケアプログラム 講師

【精神保健活動優良団体功労者】

特定非営利活動法人 エポケー
精神保健福祉ボランティア かすみ草
GA 福山グループ

受賞おめでとうございます



DVD・プロジェクター等 無償貸出し

※ 貸出しは協会員の方に限ります。
ぜひこの機会にご入会ください。



「こころの病気～現代社会を生き抜くために～」
 「働きざかりの精神衛生～ストレスをのりこえる～」
 「150万人の訴え～精神障害者・その人権と差別」
 「ある湖畔より ある地域精神保健福祉の歩み」
 「本人・家族のための統合失調症講座」
 「ACT は地域精神医療を変えるか」
 「アルコール依存 回復プロセスと再発予防」
 「もうひとつの人生」(アルコール依存)
 「アルコールの害～未成年者の飲酒～」
 「アルコール依存症」
 「回復への道」(薬物依存)
 「薬物依存 孤独そして絶望からの脱出」
 「人間やめますか?～魔の覚せい剤～」
 「シンナー～心と身体をむしばむもの～」
 「巣立ち～社会復帰の実践～」
 「大富士方式～社会参加への羽ばたき～」
 「虐待を防ぐために」
 「働くことが困難な若者を社会的に支援するためには」
 「DVD で学ぶ新しい SST」
 「DVD で学ぶ新しい SST・事例集」
 「Beck & Beck の認知行動療法ライブセッション」
 「EBP 実践・普及ツールキット」

「服薬自己管理モジュール」
 「精神障害を持つ人の退院準備プログラム」
 「親と教師のための自閉症の子どもの評価」
 「わかるできる!親と教師のための自閉症の子どもの自立」
 「発達障害の理解と支援～わかり合うって素敵だね!～」
 「老年期をどう生きるか～心の健康～」
 「認知症のケア」
 「てんかん発作と介助」
 「医療職のための包括的暴力防止プログラム」
 「子どものうつ病」
 「自律訓練法のすすめ方」
 「青年期、成人期の発達障害者支援」
 「出所後の道しるべ～薬物を使わない新たな人生に向かって～」
 「WRAP-その魂にふれる」
 「生きていくってしんどいねえ～ひとりじゃないよ～」

◆大人の自閉症スペクトラム

- 第1章「自閉症スペクトラムの理解と支援」
- 第2章「就労への道」
- 第3章「様々な現場の課題」

◆ひきこもりからの回復

- 第1章「私がひきこもった理由～回復へのヒントを探る～」
- 第2章「我が子がひきこもったとき～家族の役割と支援～」
- 第3章「あなたは一人じゃない～様々な支援の形・地域編～」

追加
しました

平成 29 年度事業計画概要

継続事業 1 精神保健福祉相談事業

ア こころの電話相談委託事業

県民からの精神的な相談を受け、助言や適切な機関の案内をおこなう

イ 内閣府 こころの健康相談統一ダイヤル事業

広島県内からこころの健康相談統一ダイヤルに入電される相談を転送して受け付ける

ウ 広島ひきこもり相談支援センター事業

ひきこもり本人、家族からの電話、来所、訪問などを実施し、適切な関係機関につなげる

継続事業 2 精神保健福祉普及啓発研修事業

ア 一般社団法人広島県精神保健福祉協会長表彰

精神保健福祉事業に功績のあった個人、団体に対して表彰をおこなう。表彰式は第 1 回総会時実施。

イ 協会ニュースの発行

ウ 地域交流支援事業

精神保健福祉に関連する活動している団体のうち選考により 3 団体について各 50,000 円を助成する。広島県内の行政機関に推薦を依頼。選考委員により、資金助成の必要性、自主性、社会性などの選考基準から助成団体を決定する。

エ 地域社会交流促進研修会

精神障害者社会復帰施設等において援助を行っている職種の方を対象に、精神障害を有する人の社会復帰について、シンポジウムもしくは講演会を年に 1 回開催。平成 30 年 3 月実施予定。

オ 地域精神保健研修会及びひきこもり支援研修会：平成 29 年 6 月実施済み。

カ 地域精神保健活動推進事業

精神保健福祉活動を実施している県内の断酒会、精神保健福祉家族連合会、認知症のひとと家族の会、各団体に 50,000 円を助成する

その他の事業 1

ア 広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ事業

児童思春期に関連する精神的問題について、講演会や事例検討を年に 1 回開催。平成 30 年 2 月 10 日（土）実施予定。

広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップのご案内

内 容：公開レクチャー、事例検討等

公開レクチャー講師：**工藤 晋平 先生**

(京都大学学際融合教育研究推進センター グローバル生存学大学院連携ユニット 特定准教授)

講演テーマ：「**児童思春期の発達とアタッチメント**」

日 時：平成30年2月10日(土) 9:00~17:00

会 場：広島大学東千田未来創生センター(広島市中区東千田町1-1-89)

対 象：公開レクチャー 児童思春期精神保健の問題に関心のある方

全プログラム 児童思春期精神保健の領域で教育・相談・指導・治療等に関わっている方

受講料：公開レクチャーのみ(午前) 協会員・学生 2,000円 一般 3,000円

全プログラム(全日) 協会員・学生 4,000円 一般 6,000円

会費納入について

平成29年度会費をまだ納入いただいていない会員の方は、下記の口座へお振込みください。

郵便振込を希望される方は事務局までお問い合わせください。

口座名義 一般社団法人広島県精神保健福祉協会 会長 山脇成人

口座番号 広島銀行 矢野支店 普通口座 3051493

個人会員：1,000円

団体会員：5,000円 7,000円 8,000円

特別会員：18,000円

会員登録内容の変更について

事務局から会員の皆様にお送りする郵便が宛先不明で返送されることがあります。

氏名、住所、所属などに変更がありましたら事務局までご連絡ください。

◆心の健康づくりをお手伝いします

ひとりで悩んでいる時、かけてください。

「こころの電話」

082 - 892 - 9090

月・水・金 9:00~12:00、13:00~16:30

(ただし祝日、12月29日~1月3日を除く)

職場のこと、家庭のこと、育児のこと、お酒のこと、学校のこと…

相談員が親身になって、お話をお聞きします。

もちろん秘密は固く守られますのでご安心ください。



広島ひきこもり相談支援センター（中部・北部センター）

広島ひきこもり相談支援センターでは、県内にお住まいで概ね18歳以上の方の社会参加や自立のお手伝いをします。

- 電話、来所、メールまたは必要に応じて訪問等による相談に応じます。
- 相談内容に応じて他の適切な関係機関とつながるように支援します。
- 相談費用・・・無料 ※面接相談は予約が必要です。

担当地区：広島市安芸区・呉市・竹原市・三次市・庄原市・東広島市・安芸高田市・

江田島市・府中町・海田町・熊野町・坂町・安芸太田町・北広島町・大崎上島町

所在地：広島市安芸区中野東4丁目5-25-2F

(Seno リバービレッジ内)

運営：一般社団法人広島県精神保健福祉協会

開所日：月・水・木・金・土

時間：8:45~16:45（祝日を除く）

電話番号：082-893-5242

E-mail：soudan@qq.pref.hiroshima.jp



一般社団法人広島県精神保健福祉協会

〒739-0323 広島市安芸区中野東4-11-13 瀬野川病院内

TEL 082-893-6242 FAX 082-893-6243 E-mail : h-mha@do4.enjoy.ne.jp